

静岡県立こころの医療センター 感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

全ての職員が、共通の知識のもとで決められた手技を徹底して行い、患者さんが安心して治療を受けられるよう組織全体で感染対策に取り組みます。また職員にとっても安全かつ快適に働ける環境を目指します。

患者・家族の皆さんをはじめ、病院にかかわるすべての人たちを感染から守るために、標準予防策の観点に基づき感染発生の予防・防止を実践し、あわせて感染経路に応じた予防策を実施します。院内感染拡大時は地域の他の医療機関や保健所と速やかに連携し制圧、終息を図り再発防止に努めます。

2. 委員会及びその他の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策の管理体制として、感染防止委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染対策チーム（ICT）およびリンクナース部会を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 職員研修に関する基本的な考え方

院内感染防止対策のための基本的考え方及び具体的方策について、研修を実施します。職員に周知徹底を行なうことで個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上を図ります。また研修内容は、病院の実情に即した病院全体に共通する内容で、職種横断的な参加の下で年2回以上、定期的に開催します。

4. 感染症の発生状況報告に関する基本方針

感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止委員会に月別の報告書を提出し、情報を共有しています。また、感染対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物が検出された場合は、必要があれば臨時で感染防止委員会を開催します。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。また、あわせて感染防止対策に必要な協力を得ます。本取り組み事項は、院内掲示を行なうことにより閲覧ができるようにしています。

6. その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染対策推進のために感染防止対策マニュアルを作成し、院内職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し改訂を行います。院内職員は感染防止対策マニュアルに記載された感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努めます。

7. 指定障害者支援施設等との協力体制

指定障害者支援施設等からの求めに応じ助言を行います。